

中浜下水処理場外1か所無停電電源設備工事

1 設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
<p>設計書 特記仕様書(1) P.7 第5章 工事概要 第7条の2</p>	<p>第7条 本工事の施工にあたっては、施工対象設備が稼働中であるため監督職員と十分打合せの上、施工方法等を検討し、施工する。日常業務に支障のないよう施工する。また、次の内容を考慮した要領書を作成し、監督職員の承諾を得てから作業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工前に設備の状況を把握し、蓄電池負荷電源供給不可範囲・時間、直流母線からの離線方法等の作業手順、養生方法等を検討し要領書を提出する。 2 設備の切替等で既設設備を停止する必要がある場合は、監督職員と十分に協議の上、停止時間を最小限に抑えるように配慮する。切替え作業に伴う、設備の操作及び操作不可に対する保安措置は、本市にて行う。なお現場代理人はこれに立会い、安全管理の確認を行う。また、切替え作業終了後は現場代理人が、作業終了及び作業場所の安全確保を確認の上、保安措置解除を連絡し、保安措置解除操作に立会う。本工事で施工する津守下水処理場および長堀抽水所並びに東四条抽水所の無停電電源装置は、大部分の監視制御設備に電源を供給しているため、切替時に既設設備の運転監視に支障のないよう十分に調査、打合せを行い監督職員の承諾を得た後施工する。 3 作業は蓄電池放電電流の無いことを確認の上、交流入力用配線用遮断器の開放、蓄電池用配線用遮断器の開放、または蓄電池母線の切り離しを行い開始する。なお、配線用遮断器の操作は本市にて行い現場代理人はこれに立会う。 4 施工終了後は現場代理人が安全確認を行い、作業終了の旨を監督職員に連絡する。現場代理人は交流入力用配線用遮断器の投入及び蓄電池用配線用遮断器の投入に立会う。 <p style="text-align: center;">津守下水処理場および長堀抽水所並びに東四条抽水所</p>	<p>第7条 本工事の施工にあたっては、施工対象設備が稼働中であるため監督職員と十分打合せの上、施工方法等を検討し、施工する。日常業務に支障のないよう施工する。また、次の内容を考慮した要領書を作成し、監督職員の承諾を得てから作業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工前に設備の状況を把握し、蓄電池負荷電源供給不可範囲・時間、直流母線からの離線方法等の作業手順、養生方法等を検討し要領書を提出する。 2 設備の切替等で既設設備を停止する必要がある場合は、監督職員と十分に協議の上、停止時間を最小限に抑えるように配慮する。切替え作業に伴う、設備の操作及び操作不可に対する保安措置は、本市にて行う。なお現場代理人はこれに立会い、安全管理の確認を行う。また、切替え作業終了後は現場代理人が、作業終了及び作業場所の安全確保を確認の上、保安措置解除を連絡し、保安措置解除操作に立会う。本工事で施工する中浜下水処理場および今里抽水所の無停電電源装置は、大部分の監視制御設備に電源を供給しているため、切替時に既設設備の運転監視に支障のないよう十分に調査、打合せを行い監督職員の承諾を得た後施工する。 3 作業は蓄電池放電電流の無いことを確認の上、交流入力用配線用遮断器の開放、蓄電池用配線用遮断器の開放、または蓄電池母線の切り離しを行い開始する。なお、配線用遮断器の操作は本市にて行い現場代理人はこれに立会う。 4 施工終了後は現場代理人が安全確認を行い、作業終了の旨を監督職員に連絡する。現場代理人は交流入力用配線用遮断器の投入及び蓄電池用配線用遮断器の投入に立会う。 <p style="text-align: center;">中浜下水処理場および今里抽水所</p>